

小田原市地域高年齢者就業機会確保計画

令和3年3月19日

小田原市

目 次

第1 地域高年齢者就業機会確保計画

- 1 地域高年齢者就業機会確保計画の区域 . . . 1
- 2 重点的に高年齢者の就業の機会の確保を図る業種 . . . 1
 - (1) 計画区域での重点業種の設定と理由
 - (2) 高年齢者の雇用動向と今後の見通し
 - (3) 課題
- 3 国が実施する高年齢者の雇用に資する事業（提案） . . . 5
 - (1) 事業内容（支援対象者、実施時期・期間、実施機関 等）
- 4 計画期間 . . . 7
- 5 計画区域における高年齢者の雇用・就業機会の確保の目標 . . . 8
 - (1) アウトプット、アウトカム指標
- 6 小田原市が実施する（している）高年齢者の就業の機会の確保に資する事業 . . . 11

第2 本計画の協議先となる協議会

- 1 協議会の名称及び構成員 . . . 13
 - (1) 名称
 - (2) 構成員
- 2 協議会の構成員が実施する（している）高年齢者の就業の機会の確保に資する事業 . . . 13
- 3 協議会の活動内容 . . . 14

第1 地域高年齢者就業機会確保計画

1 地域高年齢者就業機会確保計画の区域

神奈川県小田原市

2 重点的に高年齢者の就業の機会の確保を図る業種

(1) 計画区域での重点業種の設定と理由

ア) 観光関連（飲食店・宿泊業）

小田原は、首都圏からの日帰り観光地、箱根や伊豆といった温泉観光地への玄関口として、多くの来訪客を受け入れている。令和元年度にはラグビーワールドカップ 2019 大会や「漁港の駅 TOTOCO 小田原」のオープンなどにより、平成 30 年度に比べ、来訪客が 7 万人増加し、年間約 625 万人（令和元年入込観光客数）となっている。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、来訪客数が減少する見込みであるが、令和 2 年 12 月に小田原駅複合商業施設「ミナカ小田原」がオープンするなど、雇用ニーズが高まる要因もある。

また、観光を取り巻く環境の変化や現状を踏まえつつ、目標や方向性を定め、観光関連団体や市民団体など、すべての観光の担い手が同じ方向を向いて、観光振興に取り組んでいくために、平成 27 年度に「小田原市観光戦略ビジョン」を策定し、最終的には「入込観光客数 1,000 万人」「観光消費総額 440 億円」を目標として観光まちづくりに取り組んでおり、また、小田原市観光協会では、インバウンドに対応するための多言語対応ボランティアや小田原の持つ地域資源の活用など来訪者の誘客を推進している。

このことから、観光関連の飲食店や宿泊業において、高年齢者の就業をはじめとした様々な活躍の機会が生まれることが期待できる。

イ) 農林漁業関連

温暖で穏やかな気候と豊富な水に恵まれている小田原市の農業は、市の中心部を流れる酒匂川流域に広がる水田地帯の稲作と、南部から西部にかかる箱根山麓、東部の曾我丘陵に見られる樹園地のミカンを主体とした果樹に大別され、主要農畜産物の農業産出額の第 1 位は、栽培面積約 500ha に及ぶみかんであり、以下、米、生乳、日本なしとなっている。小田原市では、定年等を迎えた市民を新たに雇用し、市内の担い手がない農地あるいは耕作放棄地を新たに借りて農業経営を行う農業生産法人や NPO 法人等の団体、先進農家等に対し、定年帰農者に係る賃金の一部、指導者への謝礼、肥料等の消耗品費相当額等を奨励金として交付するなどの新規就農者支援や、耕作放棄地の解消のための支援を行っている。

林業については、小田原をはじめ、県西地域における木材の利用促進と森林の公益的機能の高度発揮のため、平成23年に設立した「おだわら森林・林業・木材産業再生協議会」を主体として、森林整備から流通、木材加工に至る一連の流れを効果的・効率的に実現させるための取組を進めている。特に、これまで、小田原をはじめ県西地域の木材があまり流通していないという現状を踏まえて、流通を円滑化する仕組み作りに加え、「木づかい」の取組を積極的に進めている。また、小田原市では、森林・林業・木材産業の再生・活性化と木材利用の推進に向けた施策の展開に係る基本計画と実施計画を定め、具体的な事業に取り組んでいるほか、目指すべき森林づくりの方向性を示すビジョンを策定中である。

また、水産業の振興と地域活性化を図ることを目的とした「漁港の駅TOTOCO小田原」が令和元年11月にオープンし、当該施設では鮮魚、活魚及び水産加工品などの地場の水産物の販売や飲食を核として、地場産の農産物、土産物等の提供、さらに、小田原の観光や地場産品の情報発信等の事業を行っており、高年齢者の就労の場のひとつとなっている。

さらに、JAかながわ西湘では、専門的な農業経営者の担い手支援に取り組んでおり、また、シニアの「居場所や活動の場」を提供することを目的として設立したシニアの市民活動団体「シニアネットワークおだわら&あしがら」(SNOA)では、その活動の一つとして、早川の耕作放棄地を、行政が開墾を支援し、農家が技術指導し、希望する会員が柑橘類を植栽し育てる「みかん農園プロジェクト」が行われている。

このように、農林漁業関連の官民での様々な取組の中で、農林漁業未経験の高年齢者でも新たに関わることができるような取組を進めるなどして、担い手不足や耕作放棄地対策などの地域課題を解消することが期待できる。

ウ) 福祉関連(子育て・介護)

近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景に、子育てに対する不安や負担感を覚える家庭が増え、都市部においては待機児童の解消には至っておらず、子どもと子育てをめぐる様々な課題への対応はますます重要になってきており、こうした中、小田原市では、平成26年度に、すべての子どもに良質な成育環境と、実情に応じた支援が適切に提供できるよう、「小田原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、現在は第2期の計画に基づき、福祉、保健・医療、教育、雇用などの幅広い関係者や事業者そして地域と連携を図り、一体となって安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の充実に取り組んでいる。具体的な取組として、小学校の放課後において、学習支援や体験活動などを行う「放課後子ども教室」の学習アドバイザーやコーディネーターとして、また、教育現場でも、スタディ・サポート・スタッフや少人数指導スタッフ、個別支援員、学校司書として、さらに、SNOAでは、シニアが教える低

額の学習支援事業を開始するなど、高齢者の知識や経験を活かすニーズが高まっている。

また、小田原市では、平成30年に策定した「第7期おだわら高齢者福祉介護計画」の基本方針の中で、高齢者がいきいきと活動できる環境づくりの促進として、「プロダクティブ・エイジング」の視点で、高齢者が自らの能力を発揮し、社会の活力を支える存在として、いきいきと活動できるよう、生きがいづくりや社会参加の促進、外出や多様な活動の促進に取り組んでおり、また、小田原市社会福祉協議会では、福祉ボランティアスクールや介護サービスセンターの登録ヘルパーなど、高齢者の活動の機会を提供している。

このような官民での様々な取組をとおして、福祉関連の子育て・介護分野において、高齢者の就業をはじめとした様々な活躍の機会が生まれることが期待できる。

以上のように、地域課題の解決にも貢献するこれらの分野を重点的とし、高齢者の活躍を促していくこととする。

(2) 高齢者の雇用動向と今後の見通し

ア) 観光関連（飲食店・宿泊業）

連携推進コースでの観光関連（飲食店・宿泊業）への就労（活動）決定者数は、平成30年度は約10名、令和元年度は約15名と増加傾向にあったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、10名程度に落ち込む見込みである。

しかし、新型コロナウイルス感染症の収束後には来訪客数の回復に合わせ、観光関連の雇用ニーズも回復すると見込まれる。

なお、観光関連のシニアバンク登録企業は41社である。

イ) 農林漁業関連

連携推進コースでの農林漁業関連への就労（活動）決定者数は、平成30年度は約1人、令和元年度は約20人、令和2年度は20人程度になる見込みである。

なお、就労（活動）決定者数は、SNOA（シニアネットワークおだわら&あしがら）の「みかん農園プロジェクト」への従事者が中心であったが、令和元年11月に水産業の振興と地域活性化を図ることを目的とした「TOTOCO 小田原」のオープン以降、水産業関連への就労決定者が増加傾向にあった。

なお、農林漁業関連のシニアバンク登録企業は12社である。

ウ) 福祉関連

連携推進コースでの福祉関連への就労（活動）決定者数は、平成30年度は約15人、令和元年度は約40人、令和2年度は約15人程度になる見込みである。なお、就労（活動）決定者数のうち、放課後児童クラブ等の福祉関連（教育）への決定者数は約5割を占めている。福祉関連（教育）

は雇用ニーズが高く、高年齢者の就職（活動）希望者も多いことから、今後も雇用動向の見通しは良好である。

また、小田原市における要支援・要介護認定者数が令和2年度は9,749人であったが、令和5年度には1,280人増の11,029人に増加する見通しであり、今後も福祉関連（介護）の雇用ニーズは続くと予想される。

なお、福祉関連のシニアバンク登録企業は28社である。

（3）課題

ア）観光関連（飲食店・宿泊業）

観光関連として、新型コロナウイルス感染症の影響により、全体としては一時的に雇用ニーズが落ち込んでいるものの、飲食店・宿泊業では個別にみていくと人手不足の状況にある事業者も多い。さらに、小田原駅周辺において新たにホテルや飲食店が入った小田原駅複合商業施設が建設され、また、近隣の箱根町の旅館・ホテルでの求人もあることから、事業主のニーズの把握を行うとともに、高年齢者が就労可能な業務内容を整理・切り分けをする必要がある。

また、新型コロナウイルス収束後には、観光関連の雇用ニーズが回復すると予想されるため、その際には雇用ニーズに合わせ、企業等と高年齢者（就労等希望者）をマッチングする支援メニューを速やかに実施する必要がある。

イ）農林漁業関連

農林漁業分野については、担い手不足の解消に向けて、就農者や援農者を確保・育成するために、特定の知識や技術を身につけるためのセミナーなどを開催する必要がある。また、耕作放棄地に関しては、すでに具体的に取り組んでいる、小田原市のオリーブ栽培やSNOAの「みかん農園プロジェクト」の取組を高年齢者の活躍の場として活用するとともに、林業と漁業については、直接の従事者だけでなく、関連の製造業や加工業の従事者も視野に入れて取り組む。

ウ）福祉関連

福祉関連は介護サービス利用者の増加等により、雇用ニーズが高まっており、人手不足の状態が続いている一方、福祉関連（介護）の仕事は大変である等のイメージから、福祉関連（介護）の仕事を希望しない高年齢者が多い。そのため、送迎サービスや日常生活支援など比較的軽易な業務の切り出しを行うとともに、福祉関連（介護）の仕事に不安を感じる求職者に対し、就労（活動）体験や見学等の機会を提供し、不安を取り除き、就労等への一步を踏み出してもらう取組が必要である。

3 国が実施する高年齢者の雇用に資する事業（提案）

(1) 生涯現役普及啓発事業

ア 事業内容

生涯現役の取組の普及・啓発のために、高年齢者（小田原市の住民基本台帳から抽出）に対し、本事業の取組や小田原市が運営する「シニアバンク」制度等を紹介するダイレクトメールを送付する。（なお、連携推進コース時に高年齢者に対し、23,800 件のダイレクトメールを送付し、約 370 人が求職活動等を開始するなど、一定の効果が出ている）

また、本協議会の取組について、SNS（LINE 等）やホームページを活用して情報発信を行い、普及・啓発を図る。

イ 支援対象者

市内の各年度に 60 歳の者（昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 39 年 3 月 31 日生まれの者）

ウ 事業実施時期・期間

令和 3 年 7 月、令和 4 年 7 月、令和 5 年 7 月

エ 事業実施機関

協議会事務局員が主体となり、協議会構成員と連携して実施する。

オ 支援対象者の誘致方法

小田原市の住民基本台帳から対象者を抽出。

(2) 事業所電話訪問事業

ア 事業内容

事業所へ電話、Web 会議システム（Zoom 等）の活用により、高年齢者の雇用に関する意向調査、意識啓発を実施するほか、高年齢者に適した仕事の切出しを行って、高齢者雇用の受け皿確保につなげる。また、高年齢者の雇用に前向きな事業所に対し、本事業の取組や小田原市が運営する「シニアバンク」制度等の資料（リーフレット）を送付し、高年齢者雇用の意識啓発も実施する。（なお、連携推進コースでは、実施に事業所を訪問していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度からは電話による事業実施し、一定の成果を上げている。）

また、新型コロナウイルス感染症が収束した際には、雇用ニーズが回復すると予想される観光関連業種に重点的にアプローチし、高年齢者雇用の受け皿確保を行う。

イ 支援対象者

市内全ての事業所

ウ 事業実施時期・期間

令和 3 年 4 月～令和 6 年 3 月

エ 事業実施機関

協議会事務局員（支援員）が主体となり、協議会構成員と連携して実施す

る。

オ 支援対象者の誘致方法

小田原箱根商工会議所の会員企業を中心に実施する。

(3) セカンドライフ応援セミナー開催事業

ア 事業内容

①「合同仕事（活動）説明会」

高年齢者の就労意欲やスキルの向上を目的としたセミナーと、重点分野を中心とした仕事（活動）を紹介する合同仕事（活動）説明会を組み合わせ、開催し、高年齢者と企業（活動）のマッチングを図る。

②「現場体験セミナー・企業訪問ツアー」

高年齢者に、就労（活動）体験や見学の機会を提供し、就労等への一歩を踏み出してもらうことを目的とした「現場体験セミナー」や「企業訪問ツアー」などを開催し、高年齢者の就労（活動）促進を行う。

③ITリテラシー向上セミナー

高年齢者のITリテラシーの向上を図るため、パソコン（エクセル・ワード）、スマートフォン、オンライン会議ツール（WEBセミナー）等のセミナーを開催する。ITリテラシー向上により、就労の幅を広げるとともに、「セカンドライフ応援窓口（オンライン）」について案内することで、他事業との相乗効果を図る。

また、これらのセミナーについて、オンラインでも配信を行い、受講者の利便性向上や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、集客してのセミナーは開催せず、DVD形式（セミナーを録画したDVDを配布する）とオンライン配信で実施する

「セミナー及び合同仕事（活動）説明会」は、2時間程度で年間1回開催し、1回開催あたりの定員は30名とする。「現場体験セミナー・企業訪問ツアー」は、2時間程度で年間2回開催し、定員は30名とする。ITリテラシー向上セミナーは2時間程度で年間1回開催し、1回開催あたりの定員は30名とする。

また、新型コロナウイルス感染症が収束した際には、観光関連業種の雇用ニーズが高まると予想されるため、①「合同仕事（活動）説明会」や②「現場体験セミナー・企業訪問ツアー」を、観光関連業種に集中して実施するなど、雇用ニーズに合わせた支援メニューを実施する。

イ 支援対象者

市内すべての事業者（重点分野中心）と高年齢者

ウ 事業実施時期・期間

令和3年8月、令和3年10月、令和3年12月、令和4年2月、令和4年8月、令和4年10月、令和4年12月、令和5年2月、令和5年8月、令和5年10月、令和5年12月、令和6年2月

エ 事業実施機関

協議会事務局員が主体となり、協議会構成員と連携して企画・運営を実施する。

オ 支援対象者の誘致方法

相談窓口、ホームページ、SNS、チラシ、その他協議会構成員の広報ツールにより誘致する。

(4) セカンドライフ応援窓口開設事業

ア 事業内容

市役所内に、高年齢者の就労等に関する相談窓口を設け（週5日）、コンシェルジュを配置し、シニアバンク等を活用し、高齢者と事業所の双方の相談業務を行いながらマッチングを進める。また、セミナーや協議会会員（金融機関等）の店舗等に出張窓口を設置する。また、月に1回、キャリアコンサルタントを窓口配置し、相談者の持つ適正や強み等を見極め、就業に向けた意欲の喚起や就労マッチングなど、セカンドライフに関する助言を行う。

また、相談者の利便性の向上及び新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインで相談できる環境を整備する。

イ 支援対象者

主に就労を希望する高年齢者、高年齢者の雇用を考えている事業所

ウ 事業実施時期・期間

令和3年4月～令和6年3月

エ 事業実施機関

職業紹介事業が実施可能であるシルバー人材センターに再委託する。

オ 支援対象者の誘致方法

セミナー等の参加者への周知、ホームページによる周知、協議会構成員によるチラシの配布・配架、事業所電話訪問の際のチラシ配布などにより誘致する。

【地方自治体等が自立的に実施する支援メニュー】

(1) シニアバンク運営事業

シニア世代になっても元気に活動を続け、地域の元気・活力につながるような生き方をさせていただくことを目的として、「シニア」と「仕事・活動」をつなぐ無料職業紹介所である「シニアバンク」を運営する。なお、令和3年1月時点でのシニアバンク登録数は、シニアが約610人、企業・団体が約160社（団体）である。

4 計画期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日

5 計画区域における高年齢者の雇用・就業の機会の確保の目標

(1) アウトプット指標（年度毎に記載）

【令和3年度】

ア 生涯現役普及啓発事業

ダイレクトメールの発送数 2,300 通を目標とする。

イ 事業所電話訪問事業

電話訪問回数 100 社を目標とする。（電話訪問により、事業所の意向調査を行った上で、資料送付ができた企業をカウントする。）

ウ セカンドライフ応援セミナー事業

「合同仕事（活動）説明会」を 1 回開催、「現場体験セミナー・企業訪問ツアー」を 2 回開催、「IT リテラシー向上セミナー」を 1 回開催し、各参加者 30 名で合計 120 名を目標とする。

エ セカンドライフ応援窓口開設事業

年間の高年齢者・事業主の相談者 200 名を目標とする。

地方自治体等が自立的に実施する支援メニュー

ア シニアバンク運営事業

シニアバンクのホームページへのアクセス数 10,000 アクセスを目標とする。

【令和4年度】

ア 生涯現役普及啓発事業

ダイレクトメールの発送数 2,300 通を目標とする。

イ 事業所電話訪問事業

電話訪問回数 100 社を目標とする。（電話訪問により、事業所の意向調査を行った上で、資料送付ができた企業をカウントする。）

ウ セカンドライフ応援セミナー事業

「合同仕事（活動）説明会」を 1 回開催、「現場体験セミナー・企業訪問ツアー」を 2 回開催、「IT リテラシー向上セミナー」を 1 回開催し、各参加者 30 名で合計 120 名を目標とする。

エ セカンドライフ応援窓口開設事業

年間の高年齢者・事業主の相談者 200 名を目標とする。

地方自治体等が自立的に実施する支援メニュー

ア シニアバンク運営事業

シニアバンクのホームページへのアクセス数 10,000 アクセスを目標とする。

【令和5年度】

ア 生涯現役普及啓発事業

ダイレクトメールの発送数 2,300 通を目標とする。

イ 事業所電話訪問事業

電話訪問回数 100 社を目標とする。（電話訪問により、事業所の意向

調査を行った上で、資料送付ができた企業をカウントする。)

ウ セカンドライフ応援セミナー事業

「合同仕事（活動）説明会」を1回開催、「現場体験セミナー・企業訪問ツアー」を2回開催、「ITリテラシー向上セミナー」を1回開催し、各参加者30名で合計120名を目標とする。

エ セカンドライフ応援窓口開設事業

年間の高年齢者・事業主の相談者200名を目標とする。

地方自治体等が自立的に実施する支援メニュー

ア シニアバンク運営事業

シニアバンクのホームページへのアクセス数10,000アクセスを目標とする。

(2) アウトカム指標（年度毎に記載）

【令和3年度】

ア 生涯現役普及啓発事業

ダイレクトメール送付対象者2,300名のうち、求職活動等を開始した人数50人を目標とする。

イ 事業所訪問事業

年間電話訪問回数100社のうち、雇用（活動）の開拓につながった件数60件を目標とする。

ウ セカンドライフ応援セミナー開催事業

年間セミナー参加者120名のうち、就業（活動）につながった人数40名、アンケート調査による満足度90%以上を目標とする。

なお、就業（活動）者数の内訳は、(i) 週の所定労働時間が20時間以上で、雇用保険の適用対象となる雇用者については10人、(ii) 上記(i)以外で（週の所定労働時間が20時間未満）の雇用者については20人、(iii) 無償ボランティアについては10人を目標とする。

エ セカンドライフ応援窓口開設事業

年間の高年齢者・事業主の相談者200名のうち、就業（活動）につながった件数60名を目標とする。

なお、就業（活動）者数の内訳は、(i) 週の所定労働時間が20時間以上で、雇用保険の適用対象となる雇用者については10人、(ii) 上記(i)以外で（週の所定労働時間が20時間未満）の雇用者については40人、(iii) 無償ボランティアについては10人を目標とする。

地方自治体等が自立的に実施する支援メニュー

ア シニアバンク運営事業

シニアバンク登録者に対するアンケート調査による満足度90%以上を目標とする。

【令和4年度】

ア 生涯現役普及啓発事業

ダイレクトメール送付対象者 2,300 名のうち、求職活動等を開始した人数 60 人を目標とする。

イ 事業所訪問事業

年間電話訪問回数 100 社のうち、雇用（活動）の開拓につながった件数 70 件を目標とする。

ウ セカンドライフ応援セミナー開催事業

年間セミナー参加者 120 名のうち、就業（活動）につながった人数 50 名、アンケート調査による満足度 90%以上を目標とする。

なお、就業（活動）者数の内訳は、（i）週の所定労働時間が 20 時間以上で、雇用保険の適用対象となる雇用者については 15 人、（ii）上記（i）以外で（週の所定労働時間が 20 時間未満）の雇用者については 25 人、（iii）無償ボランティアについては 10 人を目標とする。

エ セカンドライフ応援窓口開設事業

年間の高年齢者・事業主の相談者 200 名のうち、就業・雇用・活動につながった件数 80 名を目標とする。

なお、就業（活動）者数の内訳は、（i）週の所定労働時間が 20 時間以上で、雇用保険の適用対象となる雇用者については 20 人、（ii）上記（i）以外で（週の所定労働時間が 20 時間未満）の雇用者については 50 人、（iii）無償ボランティアについては 10 人を目標とする。

地方自治体等が自立的に実施する支援メニュー

ア シニアバンク運営事業

シニアバンク登録者に対するアンケート調査による満足度 90%以上を目標とする。

【令和 5 年度】

ア 生涯現役普及啓発事業

ダイレクトメール送付対象者 2,300 名のうち、求職活動等を開始した人数 70 人を目標とする。

イ 事業所訪問事業

年間電話訪問回数 100 社のうち、雇用（活動）の開拓につながった件数 80 件を目標とする。

ウ セカンドライフ応援セミナー開催事業

年間セミナー参加者 120 名のうち、就業（活動）につながった人数 60 名、アンケート調査による満足度 90%以上を目標とする。

なお、就業（活動）者数の内訳は、（i）週の所定労働時間が 20 時間以上で、雇用保険の適用対象となる雇用者については 20 人、（ii）上記（i）以外で（週の所定労働時間が 20 時間未満）の雇用者については 30 人、（iii）無償ボランティアについては 10 人を目標とする。

エ セカンドライフ応援窓口開設事業

年間の高年齢者・事業主の相談者 200 名のうち、就業・雇用・活動につながった件数 100 名を目標とする。

なお、就業（活動）者数の内訳は、（i）週の所定労働時間が 20 時間以上で、雇用保険の適用対象となる雇用者については 30 人、（ii）上記（i）以外で（週の所定労働時間が 20 時間未満）の雇用者については 60 人、（iii）無償ボランティアについては 10 人を目標とする。

地方自治体等が自立的に実施する支援メニュー

ア シニアバンク運営事業

シニアバンク登録者に対するアンケート調査による満足度 90%以上を目標とする。

6 小田原市が実施する（している）高年齢者の就業の機会の確保に資する事業

（1）プロダクティブ・エイジング推進事業

小田原市では、シニアになっても元気に活動を続け地域の元気・活力につながるような生き方をしていただくとともに、シニアが持っている豊富な人生経験と知識、幅広い人間関係と深い洞察力を活かして地域課題を解決し次世代により豊かな社会を残すため、「生産的・創造的な活動をしなから歳をとる」という意味でプロダクティブ・エイジングの取組を推進しており、第7期おだわら高齢者福祉介護計画の基本方針においても、高齢者が自ら能力を発揮し、社会の活力を支える存在として、元気に活躍できるよう、「プロダクティブ・エイジング」の視点で事業展開を図っていくことを位置付けている。また、本市独自の施策として、プロダクティブ・エイジング推進事業の中で、就労（活動）を希望する「ヒト（シニア）」と、人手（担い手）不足の「コト（企業・活動）」とのマッチングを図るため、無料職業紹介所である「シニアバンク」を運営している。

生涯現役促進地域連携事業（地域協働コース）で、今まで社会参画に積極的で無かった無関心層の高齢者に対する普及啓発の取組や雇用の開拓をはじめとする様々な施策を実施し、本市独自の施策である「シニアバンク」により、高年齢者と企業（活動）のマッチングを図ることで、相乗効果が生み出されるものと認識している。

（2）雇用対策協定

小田原市と国がそれぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を推進するため、雇用対策協定を締結（平成 28 年 3 月）し、地域の実情に合わせた雇用・労働環境の整備や高齢者雇用対策の推進を図っている。

（3）おだわら高齢者福祉介護計画

平成 30 年 3 月に策定した第7期おだわら高齢者福祉介護計画の基本方針において、「プロダクティブ・エイジングの促進」として、高齢者が意欲と能力に応じて、地域社会の中で積極的な役割を担う機会の創出を推

進している。

(4) シルバー人材センター支援事業

シルバー人材センターの運営に係る経費を補助することで、就業を希望する高年年齢者を支援している。

(5) 定年帰農者支援

定年等を迎えた市民を新たに雇用し、市内の担い手がない農地あるいは耕作放棄地を新たに借りて農業経営を行う農業生産法人や NPO 法人等の団体、先進農家等に対し、定年帰農者に係る賃金の一部、指導者への謝礼、肥料等の消耗品費相当額等を奨励金として交付するなどの新規就農者支援や、耕作放棄地解消のための支援を行っている。

(6) 第2期小田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略

総合戦略の中で、「活力にあふれ、住み続けたいくなるまちをつくる、これを支える人を育て生かす」を基本目標のひとつとし、誰もが活躍できる社会の実現に取り組んでいる。

第2 本計画の協議先となる協議会

1 協議会の名称及び構成員

- (1) 協議会の名称
小田原市生涯現役推進協議会
- (2) 協議会の構成員
小田原市
公益社団法人 小田原市シルバー人材センター
社会福祉法人 小田原市社会福祉協議会
さがみ信用金庫
小田原箱根商工会議所
一般社団法人 小田原市観光協会
かながわ西湘農業協同組合
シニアネットワークおだわら&あしがら
株式会社横浜銀行
関東学院大学

2 協議会の構成員が実施する（している）高年齢者の就業の機会の確保に資する事業

- (1) 小田原市
I-6に記載のとおり。
- (2) 公益社団法人小田原市シルバー人材センター
シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立された公益社団法人で、健康で働く機会が欲しいという会員に、臨時的かつ短期的又は軽易で高齢者に向けた安全な仕事を紹介して、いきいきとした地域社会づくりに寄与することを目的としている。
- (3) 社会福祉法人小田原市社会福祉協議会
高齢者の社会参加や生きがいづくりの場をつくり、心身の健康の保持・増進を図るとともに、ボランティアな就労へのきっかけづくりとするため、アクティブシニア応援ポイント事業（市受託事業）を実施し、更には介護事業所として登録ヘルパーを募集している。
- (4) さがみ信用金庫
中小企業等への高年齢者就労情報の周知、セミナーへの講師紹介・派遣など、協議会が実施する情報提供事業等の各種事業を他の構成員と共に協力して実施する。
- (5) 小田原箱根商工会議所
高齢者就労情報・高齢者雇用安定助成金等の事業主への周知、セミナーへの講師紹介など、協議会が実施する各種事業を他の構成員と共に協

- 力して実施する。
- (6) 一般社団法人小田原市観光協会
観光インバウンドに対応するための多言語対応ボランティアや小田原の持つ地域資源の活用等、来訪客の誘客につなげるために必要な人材の確保に取り組む。
 - (7) かながわ西湘農業協同組合
高年齢者就労情報の周知、セミナーへの講師紹介・派遣など、協議会が実施する各種事業を他の構成員と共に協力して実施する。
 - (8) シニアネットワークおだわら&あしがら
平成 29 年度から、小田原市の行政提案型協働事業であるプロダクティブ・エイジング推進事業を受託し、市と協働して、元気・活力あるシニア世代と活躍の場・生きがいづくりの場とを恒常的にマッチングする登録制度「シニアバンク」を運営するとともに、就労やボランティア等の特定の活動をターゲットにしたつなぎの場「セカンドライフ応援セミナー」を開催している。
 - (9) 株式会社横浜銀行
店舗内における「セカンドライフ応援窓口」の臨時開設や各種セミナー等の周知など、協議会が実施する各種事業を他の構成員と共に協力して実施する。
 - (10) 関東学院大学
大学の教育と研究分野のノウハウやアイデアと学術的知見や専門技術を活かし、協議会が実施する各種事業を他の構成員と共に協力して実施する。

3 協議会の活動内容

別添の協議会規約のとおり。

小田原市生涯現役推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、小田原市生涯現役推進協議会と称する。

(事務所)

第2条 本協議会は、主たる事務所を神奈川県小田原市荻窪300番地に置く。

2 本協議会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本協議会は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）第34条第2項第1号の計画区域において、高年齢者及び地域のニーズ等を踏まえた創意工夫のある高年齢者の雇用・就業機会の確保に資する事業を実施し、高年齢者が当該計画区域における社会で活躍できる環境整備を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、法第34条第2項第3号に定める事業その他本協議会の目的を達成するために必要な事業（以下「当該事業」という。）を行う。

第2章 会員

(会員)

第5条 本協議会の会員は、次の通りとする。

- (1) 小田原市
- (2) 公益社団法人 小田原市シルバー人材センター
- (3) 社会福祉法人 小田原市社会福祉協議会
- (4) さがみ信用金庫
- (5) 小田原箱根商工会議所
- (6) 一般社団法人 小田原市観光協会
- (7) かながわ西湘農業協同組合
- (8) シニアネットワークおだわら&あしがら
- (9) 株式会社 横浜銀行
- (10) 関東学院大学

2 団体等が新たに協議会に加盟しようとするときは、協議会の承認を得なければならない。

3 協議会を構成する団体等が協議会を退会しようとするときは、協議会の承認を得なければならない。

第3章 役員

(会長)

第6条 本協議会に、1名の会長を置く。

2 会長は、本協議会を代表し、その業務を総理する。

(監事)

第7条 本協議会に、1名の監事を置く。

2 監事は、財産及び会計並びに業務執行の状況を監査するとともに、これについて不正の事実を発見したときは、総会の招集を請求し、これを総会に報告する。

(選任等)

第8条 会長及び監事は総会において選出する。

2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(構成)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会の議長は、会長が務める。

3 当該事業の実施にあたり必要と認められる場合は、会員以外の者を総会に招致し、意見等を求めることができる。

(機能)

第10条 総会は、次の事項を行う。

(1) 本協議会の運営に関する重要な事項の議決

(2) 事業計画案の策定

(3) 事業の具体的な企画・運営に係る事項

(4) その他事業実施に必要な事項

(開催)

第11条 総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員若しくは監事から招集の請求があったとき、開催する。

(定数及び議決)

第12条 総会は、会員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

2 会員がやむを得ない理由により総会に出席できない場合は、代理を出席させることができる。

3 総会の議事は、出席した会員の過半数の賛成をもって決する。

4 賛成と反対が同数の場合は、議長が決するものとする。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第5章 財産及び会計等

(財産)

第14条 本協議会の財産は、寄付金品、財産から生じる収入、事業に伴う収入及びその他の収入をもって構成する。

2 本協議会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て別に定める。

(事業構想、事業実施計画及び予算)

第15条 本協議会の事業構想、事業実施計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第16条 本協議会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書として作成し、監事の監査を受け、総会において、議決を得なければならない。

(書類の保存)

第17条 当該事業に係る書類は、当該事業終了後5年間保存するものとする。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第18条 この規約は、総会において議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第19条 本協議会は、総会において議決を経て解散することができる。

2 解散時に本協議会において有していた事業構想書、実績報告書や各種会計書類等の文書及び当該事業の実施に係る責任並びに補償に関する事項について、本協議会の構成員となっている小田原市が、当該事業終了後5年経過する間、引き継ぐものとする。

(残余財産の処分)

第20条 本協議会の解散のときに有する残余財産のうち、国の事業を実施して得た財産は、原則として国へ返還するものとし、個別に協議するものとする。

2 前項の残余財産以外は、総会において議決を得て、本協議会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第21条 本協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事業統括員、事業推進者及び支援員並びに会計責任者（兼務可）を置く。

3 事業統括員、事業推進者及び支援員並びに会計責任者は、会長が任命する。

4 事業統括員は、当該事業の管理、運営に係る責任者として、関係機関との連絡調整のほか、事業推進者及び支援員の指揮命令、管理監督等を行う。

5 事業推進者は、当該事業を主導するほか、事業統括員の補佐、支援員の指揮命令、管理監督等を行う。

6 支援員は、当該事業を遂行するほか、事業推進者の補佐を行う。

(備え付け書類)

第 22 条 事務所には、常に次に掲げる書類を備えておかなければならない。

- (1) 本規約
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 会長、監事及び職員の名簿
- (4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- (5) その他必要な書類

第 8 章 補足

(委任)

第 23 条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成 30 年 3 月 15 日から施行する。